

**鳥取地方最低賃金審議会**  
**第 538 回 本審議会 議事要旨**

開催日時	令和 5 年 7 月 7 日 ( 金 ) 14 時 00 分～ 15 時 35 分		
開催場所	鳥取第一地方合同庁舎 2 階大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<p>(1) 第 57 期鳥取地方最低賃金審議会会長、会長代理の選任について</p> <p>(2) 鳥取地方最低賃金審議会の運営について</p> <p>(3) 鳥取県最低賃金の改正決定について (諮問)</p> <p>(4) 鳥取地方最低賃金の専門部会の設置について</p> <p>(5) 鳥取県最低賃金の改正決定にかかる関係労使の意見聴取の方法について</p> <p>(6) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について</p> <p>(7) 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について</p> <p>(8) その他</p>		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>(1) 鳥取地方最低賃金審議会会長に佐藤委員、会長代理に中野委員が選出された (2 人とも再任)。</p> <p>(2) 従来どおり公開の取り扱いとされた。</p> <p>(3) 鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対し諮問が行われた。</p> <p>(4) 事務局から本日付で鳥取県最低賃金専門部会に係る労使委員の推薦公示を行う旨の説明があった。</p> <p>(5) 事務局から例年の意見聴取項目の一部見直しについて説明があった。加えて、労使委員の意見も反映し、意見聴取を実施することとされた。</p> <p>(6) 例年どおり最低賃金審議会第 6 条第 5 項を適用することとされた。</p> <p>(7) 事務局から審議日程案が示され、各委員調整のうえ改めて正式に審議日程を決定することとされた。</p> <p>(8) 事務局から鳥取県最低賃金の改正決定に係る各種団体からの要請や声明等について説明があった。</p>			